

議員提出議案一覧表（意見書）

議員提出議案第11号

パレスチナ・ガザ地区における即時停戦への働きかけ及び医療・人道支援等の強化を 求める意見書（可決）

イスラエルとパレスチナのハマスの軍事衝突により、パレスチナ自治区ガザ地区において、貴い人命が脅かされるとともに、人々の生活に甚大な被害をもたらす深刻で危機的な状況が続いている。

こうした事態を受け、令和6年6月10日には国連の安全保障理事会でガザ停戦の新提案が採択された。停戦案は、イスラエルとハマスの双方に対し、実際の停戦合意に向けたものとなるのか注目されている。ガザ地区の停戦案が受け入れられるのか、重要な局面を迎えている。

いかなる理由があろうとも、民間人が無差別に攻撃されることは、国際法上、許されない。何より最も守られるべき子どもたちの生きる権利がないがしろにされているこの現状に対し、国際人道法上の理念を尊重し、ガザ地区の市民が直面している危機的な状況を改善するために、国際社会として、本格的な休戦等、事態の鎮静化を進め、平和を実現することが求められている。

昭和20年7月28日の青森大空襲を経験した青森市は、旧青森市の平和都市宣言、旧浪岡町の非核・平和のまち宣言の意思を承継している。

平和を希求する都市として、青森市議会は、市民とともに、この紛争に関わる全ての当事者及び日本政府をはじめとする国際社会に対し、一刻も早い平和の実現と事態の早急な解決を求めるものである。

よって、政府におかれては、あらゆる外交努力を尽くし、当事者、関係各国、国際機関に対して、1つに、即時停戦及び人質の即時かつ無条件の解放、2つに、国際人道法をはじめとする国際法の遵守、3つに、民間人の被害の最小化と水や食料、燃料や医薬品等を含む支援物資の供給を通じた人道危機の改善について、働きかけを行ってきたが、さらに粘り強く尽力するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月26日

議員提出議案第12号

再審法（刑事訴訟法）の一部改正を求める意見書（否決）

再審は、無実の人が救済されるための最後のとりでである。罪を犯していない人が犯罪者として法による制裁を受ける冤罪は、人生を破壊し、人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性を失わせるものであり、あってはならないものだとしも認めることでありながら、数多く発生している。

近年では足利事件、布川事件、東電OL殺人事件、東住吉事件といった無期懲役判決が確定した事件が再審で無罪となっている。また、2014年には袴田事件で死刑判決を受けた袴田巖さんが釈放されている。

これらの事件での再審の過程では、検察が捜査で集めた証拠を開示しないことが大きな壁となっていた。通常審では、公判前整理手続を通じて、一定の要件で証拠開示が制度化されているが、再審においては、そうしたルールが確立されていない。その結果、証拠が開示されるか否かは裁判官の個別判断や検察官の任意に委ねられることとなり、法の下での平等の原則さえも踏みにじられていると考える。さ

らに、検察に再審開始決定に対する不服申立てが認められていることも重大な壁となっている。

公益の代表者という検察官の法的地位からしても、裁判官の決定にいたずらに逆らうことには法的な制限を加える必要がある。再審における証拠開示制度の確立、検察官の上訴制限が無実の人の救済のための喫緊の課題であり、加えて、再審請求における手続規定の整備の必要性が強く求められている。狭山事件や袴田事件などの再審請求人は長きにわたり裁判のやり直しを求めている。

無実の人を誤った裁判から迅速に救済するために、下記のとおり、再審法(刑事訴訟法)の一部を改正するよう強く求める。

記

- 1 再審において検察官が有する証拠の全面開示をすること。
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申立て(上訴)に制限を加えること。
- 3 再審請求における手続規定の整備をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月26日

議員提出議案第13号

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書(可決)

1996年2月に法制審議会が夫婦同姓も別姓も選べる選択的夫婦別姓制度の導入に関する民法改正を答申してから28年以上が経過した。しかし、いまだに導入に向けた見通しは立っていない。また、2015年12月に最高裁判所が夫婦同姓規定を合憲としつつも、選択肢が設けられていないことの不合理的については国民的議論、すなわち民主主義的なプロセスによって検討されるべきであると民法の見直しを国会に委ねたが、依然として、民法改正に向けた動きはない状況である。

一方で、選択的夫婦別姓制度の実現を求める声は大きく高まっている。NHKが2024年5月に行った世論調査では、選択的夫婦別姓制度の導入について、反対が27%に対して賛成が62%と大きく上回っている。また、同年1月には、経団連が政府に対して選択的夫婦別姓制度の導入を要望している。夫婦同姓を法的に義務づけている国は世界でも日本だけとなっている中で、経団連の魚谷雅彦ダイバーシティ推進委員長は「パスポートの名前とビジネスネームが異なることは、国際機関で活躍する研究者の継続的なキャリアを阻害する要因となっている。海外出張先のホテルや訪問先で閉め出されるといったこともある」と述べた。

これまで政府は国民の賛否が拮抗しているとして慎重な姿勢を示してきたが、国民の大多数が賛成をしている中で、検討の段階から制度導入に向け、取組を加速させるべきである。

家族の多様化が進み、ジェンダー平等や個人の選択がより尊重されるべき現在において、多くの国民が待ち望んでいる選択的夫婦別姓制度の導入を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月26日

議員提出議案第14号

下水道の維持管理・更新におけるウォーターPPP導入に向けての 丁寧な対応を求める意見書(可決)

公共インフラの適切な維持管理や更新は、地域住民の日常生活の安全と安心のために大変重要な課題である。地方公共団体が整備や維持管理を進めてきた下水道は、1990年代に建設されたものが多く、下水道管の耐用年数をおよそ35年と仮定すると2025年頃から大量に更新時期を迎えることが予想される。

この地方公共団体の下水道事業においては、この施設の老朽化に加えて、人口減少による使用料収入の大幅な減少、職員数の減少による管理や運営状況の悪化に対し、広域化やDXをはじめとする効果的・効率的な取組が求められている。

政府は、更新時期を迎える公共インフラの適切な維持管理や更新のために、「PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）」を策定し、公共施設等運営事業へ移行する方針を示した。下水道については、公共施設等運営事業への段階的な移行を目指して、官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式であるウォーターPPPを導入することとした。

さらに、政府は、社会資本整備総合交付金等の交付要件について、「污水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化する」とした。

この下水道事業では、PPP/PFIの導入が、政令指定都市をはじめ、人口20万人以上の大規模地方公共団体で進んでいるが、中小規模の地方公共団体では進んでいないのが現実である。その原因の一つに、PPP/PFI手法は、仕組みが複雑で検討も多岐にわたるため、中小規模の地方公共団体にはノウハウが少なく、施設等の規模も小さいため、事業規模が大きくなりやすいこと等がある。

よって、政府に対して、地方公共団体が民間との連携の下で、安定的かつ持続的に下水道施設を機能させることができるよう、公共施設等運営事業への段階的な移行を目指してのウォーターPPPの導入に向けて、下記の事項について特段の配慮を求める。

記

- 1 地方公共団体への導入支援において、職員向けのガイドラインだけではなく、中小規模の地方公共団体に寄り添う形で、相談窓口の開設や、専門家の派遣等の伴走型の支援体制を整えること。
- 2 社会資本整備総合交付金等の交付において、「污水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化する」との政府の方針について、地方公共団体の取組状況に応じて弾力的な対応を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月26日

議員提出議案第15号

災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書（可決）

現在、情報通信技術の進歩とそれに伴う様々なサービスの拡大により、私たちは、いつでもどこでも、情報を入手したり、発信したりすることができるようになってきている。そのため、インターネット上には膨大な情報やデータが流通しているが、その中には、事実とは異なる偽情報や誤情報が流される事もあり、適切な対処が必要である。

特に災害発生時における情報は多くの人々の命に直結する重要なものであり、現在、必死で復旧と復興を進めている能登半島地震においても、多くの偽情報が発信され、現場は大変混乱したとされ、具

体的には、救援を求める情報を受けて現場に行っても、誰もいなかったというケースも多々あったと聞いている。また、被災地の状況を知らせる画像情報においても、現場の実態とは全く違う合成されたと思われる画像も拡散されていた。

いっどこで発生するか分からない災害に対して、特に発災直後は情報が大変に混乱する中で、被災者の命を救うために、一分一秒も無駄にはできない。その活動を大きく阻害する偽情報の拡散防止は喫緊の課題である。

よって、政府に対して、下記のとおり、災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築に向けた支援の積極的な推進を求める。

記

- 1 情報発信者や情報発信機器の事前登録等により、情報の信頼性を担保し、現場からの正確な情報を収集し活用する情報連携環境を整備すること。
- 2 I o Tセンサーやドローンを活用して、リアルタイムでの国と地方自治体との災害情報共有体制を整備すると同時に、適切な情報分析と迅速な対策を促す気象防災アドバイザーの自治体への配置を支援すること。
- 3 正確な情報を発信する公的情報サイトや政府認定のアプリケーション等、国民への普及を強力に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月26日

議員提出議案第16号

地域におけるこども誰でも通園制度の制度拡充等を求める意見書（可決）

こども誰でも通園制度は、子育て家庭の多くが孤立した育児の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある中、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に向けて、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度である。

具体的な制度設計に当たっては、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制の状況も見極めながら、令和7年度には法制度化し、令和8年度には法律に基づく新たな給付制度として全自治体で実施すべく、令和5年度から各地で取組が行われている。

地域の実情に合わせた速やかな制度の導入に加え、育児と多様な働き方やライフスタイルの両立の推進のために、政府に対して、下記の事項についての特段の取組を求める。

記

- 1 試行的事業の職員配置や設備基準は認可保育所並みの水準となっているが、認可保育所等の実施事業所が不足している地域においては、制度の導入推進を図るためにも、職員配置や設備基準を満たすための財政的措置を含む支援策を講じること。
- 2 試行的事業では、補助基準上の1人当たり利用時間の上限は10時間としているが、それぞれの自治体における乳幼児数や地理的特性によって、利用時間のニーズにばらつきが生じることが想定されることから、全国の市町村で実施する給付制度とすることを前提としながら、自治体によって地域差が生じることについてどのように考えるのかといった論点も含め、利用時間の在り方について検

討すること。

- 3 障害児や医療的ケア児とその家族を支援する観点や、保護者の事情により通園ができない乳幼児についても家庭とは異なる経験や家族以外と関わる機会を創出する観点から、こども誰でも通園制度においても障害児や医療的ケア児の受入れを認めること。
- 4 こども誰でも通園制度を地域資源の一つとして整備し、こども誰でも通園制度と併せて、地域に多様な子育て支援サービスを整え、潜在的待機児童の解消も視野に入れた重層的な見守り機能が発揮されるような制度設計とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月26日

議員提出議案第17号

聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書（可決）

今日、社会の高齢化に比例して、難聴の方も年々増加している。難聴は認知症の危険因子の一つと言われており、また、難聴になると、人や社会とのコミュニケーションを避けがちになり、その後、社会的に孤立する可能性も懸念される。

この難聴対策として、補聴器が知られているが、一般的に補聴器と呼ばれているものは、収集した音を増幅して外耳道に送る気導補聴器である。一方で、様々な原因で外耳道が閉鎖している方には、骨導聴力を活用する骨導補聴器が用いられてきた。

近年、これらの2種類の補聴器に加えて、耳の軟骨を振動させて音を伝える軟骨伝導等の新しい技術を用いたイヤホンが開発された。この聴覚補助機器は、従来の気導補聴器や骨導補聴器では十分な補聴効果が得られない方や装用そのものが難しい方に対しての新たな選択肢となった。

このように、様々な難聴者に適用できる聴覚補助機器等の選択肢が整った今、政府に対して、我が国のさらなる高齢化の進展を踏まえて、認知症の予防とともに、高齢者の積極的な社会参画を実現するために、下記のとおり、聴覚補助機器等の積極的な活用を促進する取組を強く求める。

記

- 1 難聴に悩む高齢者が、医師や専門家の助言の下、自分に合った補聴器を積極的に活用する環境を整えること。
- 2 耳が聞こえにくい高齢者や難聴者と円滑にコミュニケーションを取れる社会の構築を目指し、行政等の公的な窓口などに、合理的配慮の一環として、聴覚補助機器等の配備を推進すること。
- 3 地域の社会福祉協議会や福祉施設との連携の下、聴覚補助機器等を必要とする人々への情報提供の機会や場の創設等、聴覚補助機器等を普及させる社会環境を整えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月26日

議員提出議案第18号

健康保険証の存続を求める意見書（可決）

政府は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を進めるため、健康保険証を廃止する法律を制定し、現行の健康保険証は2024年12月2日に廃止することを閣議決定した。

マイナ保険証の利用率は2024年4月時点で6.56%にとどまっており、同年4月までに情報のひもづけミスが新たに529件確認され、政府の一連の点検作業で発覚した同様のミスは計9000件を超えた。

このほか、マイナ保険証については、窓口で無効と判断され、医療費の10割が請求された事例や、他人の情報がカードにひもづけられていたケースが判明するなど、国民の健康や生命に重大な影響を及ぼすおそれがある深刻な問題が顕在化している。

さらに、被保険者や医療現場からも懸念の声が上がるなど、国民の不安も解消されないままに健康保険証の廃止が決定され、国民皆保険制度の根幹が揺らごうとしている。

今、必要とされることは、何ら不都合なく使えている健康保険証を存続させて、現行の健康保険証とマイナ保険証の選択制を打ち出していた原点に立ち返り、マイナンバーカードと一体化されたマイナ保険証の取得は申請による任意の判断のみに基づくとの原則を明確にすることである。

よって、マイナ保険証に対する国民の不安が払拭されるまでは、健康保険証の廃止は行わず、現行の健康保険証を存続するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月26日
